

仕様書（セミセルフレジ等の賃貸借）

1 件名

セミセルフレジ等の賃貸借

2 賃貸借期間等

- (1) 賃貸借期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60ヶ月）

本件契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約であり、沖縄県は、上記契約期間中において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約を解除するものとする。

- (2) 設置場所

名称	所在地	台数
名護県税事務所	名護市大南1丁目13-11（沖縄県北部合同庁舎1F）	各1セット
宮古事務所県税課	宮古島市平良字西里1125（沖縄県宮古合同庁舎1F）	
八重山事務所県税課	石垣市字真栄里438-1（沖縄県八重山合同庁舎1F）	
合計		3セット

- (3) 稼働日及び稼働時間

原則として土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び慰霊の日（6月23日）を除く平日の8時30分から17時15分まで。

3 機器要件

- (1) 導入する機器は、バーコードの読み取りや項目の入力は窓口対応職員が行い、その後の会計処理は支払者が行うセミセルフレジで、POSレジ端末、自動釣銭機、レシートプリンタ、その他周辺機器・附属品等で構成され、「4 機能要件」を満たすために必要な機器で構成するものとする。
- (2) 導入する機器は、一体である必要は無く、機器をそれぞれ有線・無線に関わらず接続して連携することにより要件を満たすこと。

4 機能要件

- (1) POSレジ機能

ア 税目等の設定は、2(2)の設置場所ごとのカスタマイズを可能とし、カスタマイズ内容の変更が容易に行えること。

イ 窓口対応職員側と支払者側の双方にディスプレイを有し、各ディスプレイには支払金額、預かり金額、釣銭が表示されること。

また、支払者がディスプレイをタッチする等の操作によって、表示内容を確認させる機能を有すること。

ウ 納付書に表示しているバーコード（GS1-128バーコード）及び地方税統一QRコード（以下「バーコード等」という。）の読み取りが可能であること。

エ バーコード等の読み取り時に同一取引で複数回同じバーコード等が読まれたときに警告画面を表示できること。

オ バーコード等の読み取り時に納付期限を超えたものについては警告画面を表示でき、警告画面が表示された場合でも取引を継続できる機能を有すること。

カ 支払方法は、現金及び小切手とする。ただし、将来におけるキャッシュレス決済の導入に対応できるよう、決済端末との連携機能を有すること。

キ 4(2)の自動釣銭機機能と連携し、保有している金種別金額を確認可能であること。

ク 2種類以上の県税を一度に支払う場合は、納付書ごとに金額が確認可能であること。

ケ 設置場所、金額、支払年月日時間等の情報を記録し、各種集計やデータの蓄積機能を備えたPOS機能を有すること。

コ ケにおいて集計されたデータはPOSレジ設置場所ごとに県税事務所別、県税の種類などの区分による再集計が可能であり、CSVデータによる出力が可能であること。

サ 一日の業務を締めるための精算機能を有すること。また、当日の精算データは、CSVデータによる出力が可能であること。精算データは別紙の分類により設置場所ごとに集計する。

(2) 自動釣銭機能

ア 釣銭の最大収納容量は、紙幣は一万円紙幣、五千円紙幣、二千円紙幣が合わせて200枚以上、千円紙幣は200枚以上、硬貨は五百円硬貨が100枚以上、百円硬貨、十円硬貨及び一円硬貨はそれぞれ150枚以上、五円硬貨及び五十円硬貨はそれぞれ100枚以上の収納が可能であること。

イ 釣銭の取り忘れを防止するための機能を有すること。

ウ 現在発行されている日本紙幣及び硬貨に対応可能であること。

エ 入出金情報や現金残高情報について4(1)のPOSレジ機能と連携可能であること。

オ 紙幣及び硬貨の補充や両替が容易に行えること。

カ 今後、新紙幣及び新硬貨が発行される場合、改修が可能であること。

(3) 税制改正等に伴う仕様の変更

税制改正や組織変更等により、仕様の変更が生じた場合には、県と納入者が協議の上、仕様の変更を行うこととし、納入者は県に協力すること。

5 機器の設置及び研修等

(1) 沖縄県と協議の上、機器の設置日程を決定し、2(2)の各設置場所に取り扱説明書を含むセミセルフレジを納入者において設置し、令和7年10月1日の稼働開始までに使用可能な状態に設定すること。

また、稼働開始までに、各設置場所の職員に対して、取扱説明資料に沿った実機の取扱い方を研修すること。

(2) 機器を設置する際には、転倒・転落防止措置、盗難防止措置を十分に図ること。

(3) 賃貸借契約終了後又は契約が解除された場合は、沖縄県と協議の上、機器の返却日程を決定し、機器の回収を行うこと。

(4) 機器の設置及び回収に要する一切の費用は、賃借料に含むこと。

6 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ア 契約金額の 50%を超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- (2) 再委託の相手方の制限
 - 本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
- (3) 再委託の範囲
 - 本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務
 - ア 端末機等設置・設定業務及び障害対応業務
 - イ 6(1)に定める契約の主たる部分以外の業務
- (4) 再委託の承認
 - 契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。
 - ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
 - ア 資料の収集・整理
 - イ 複写・印刷・製本
 - ウ 原稿・データの入力及び集計
 - エ 端末機器の配送、回収
 - オ 端末機器へのシールの貼付け等の単純作業

7 点検保守体制

本機器の運用を円滑に遂行するため、機器の点検保守について、次のとおり適切な体制の構築に努めること。

- (1) 機器の操作方法等について、メール、電話又はリモート等によるサポートを行うこと。
- (2) 機器を正常な状態で維持するため、年 1 回以上、点検、調整、摩耗部品の交換等の作業を行うこと。
- (3) 機器に故障または障害が生じた旨の連絡があった場合は、速やかに保守担当者を派遣し必要な復旧作業を行うこと。

集計の分類方法

セミセルフレジ設置場所ごとに下表のとおり分類し、それぞれの件数、金額を集計する。

県税事務所等	納付書	税目
那覇県税事務所	OCR 納付書	自動車税
		自動車税以外
	手書納付書	法人二税
		法人二税以外
コザ県税事務所	OCR 納付書	自動車税
		自動車税以外
	手書納付書	法人二税
		法人二税以外
名護県税事務所	OCR 納付書	自動車税
		自動車税以外
	手書納付書	法人二税
		法人二税以外
宮古事務所県税課	OCR 納付書	自動車税
		自動車税以外
	手書納付書	法人二税
		法人二税以外
八重山事務所県税課	OCR 納付書	自動車税
		自動車税以外
	手書納付書	法人二税
		法人二税以外
自動車税事務所	OCR 納付書	自動車税
		自動車税以外
	手書納付書	法人二税
		法人二税以外